

# かわまた隆の活動報告

もっと咲け桜川市と市民自治

2025年2月 第16号



今号は、昨年12月の15号では掲載できなかった市水道の県への統合問題や、新年度予算で市民の皆さんに関心を寄せて欲しい課題などを取り上げます。また、12月議会での一般質問が、皆さんに配布された「市議会だより」では、市議会広報委員会によって私の原案が、理由もなく削除されたこともお知らせします。

## 水道事業の県への統合……得か損か、よく考えよう

埼玉県八潮市の下水道による道路陥没事故が連日報道されていますが、現役時代の知識からでも、次のようなことは分かります。①地下に埋設された水道・下水道管は、必ず、老朽化し、更新しないといつかは破損する。②経験ある下水道、土木技術者が市や県にいないと対応、対策が遅れ、市民生活に悪影響を及ぼす。③大部分の市民は、見えないために、地下に何が埋設されているか、知らない。知らないがために、事故がない限り上下水道への関心は低い。

### <なぜ、桜川市の水道料金は高いのか>

県外から転居した方は、水道料金が余りに高くビックリします。平均で月5,184円(20<sup>m</sup>、13ミリ管の場合)です。この値段が高い原因は漏水です。わずかな改善はあったものの漏水率36%(反対は有収率64%、料金を頂いている水の割合です)は県内でもダントツです。有収率の平均は90%ですから、26%は地中のどこかに消えていることとなります(大規模な場合は事故に)。高い料金でも収支が取れないために、令和5年度から市税で2億円の赤字補てんの繰入をしています。市の水道管の多く(大和地区を除く)は、耐用年数(50年)を超えた老朽管です。「活動報告1号」で、老朽管の更新を提案しました。**大塚市長は、4年度第3回定例会で、「漏水の修理に、・・・10億円入れたい」と答弁しましたが、3億円程度の整備費にとどまり、相変わらず、貴重な水を漏水させています。**

### <なぜ、茨城県の水の卸売り値段は高いのか>

桜川市の水道が高い原因のもう一つの理由が、県から受水している卸売り(用水事業という)単価が高いことです。桜川市は約132円/<sup>m</sup>で買っています。神奈川県の場合は約80円です。これだけで、月20<sup>m</sup>使う家庭では1040円の負担増です。

では、なぜ、高いのでしょうか。

①県(企業局)の保有水源は、57万<sup>m</sup>/日ですが、卸売りしている最大の水量は35万<sup>m</sup>です(江尻

県会議員資料)。22万<sup>m</sup>も過剰です。それでも、水源が欲しいと群馬県八ッ場ダムなどに、不要な資金を使ってきました。

②そのうえ、霞ヶ浦導水事業で、新たに29万<sup>m</sup>の水源を確保するため、既に123億円を使い、さらに完成までに負担が続きます。

③この結果、県(企業局)の決算書をみると、建設仮勘定(未完成施設の建設分)は953億円(神奈川県56億円)で、完成すれば、これが減価償却費の大幅増となり、引いては料金の値上げは必至です。

**つまり、茨城県は、長年、そして今後とも、使わない水(用水)の権利(保有水源、概ね水利権)を確保するために、多額の資金を使い、その返済を私たち水道利用者に負担させているのです。**

### <水道統合は得か、損か。参加の条件は>

上下水道事業は、規模の経済(スケールメリット)のきく事業です。また、水道技術者の確保には経営規模の拡大が必要です。しかし、水道利用者の意見・総意で運営される「生命の源である水道の自治」が必要です。

①県企業局(水道部門)を改変し、県主導による一部事務組合の水道企業団をつくり、これに統合すること(各自治体選出の議員による議会ができる)。

②県企業局の建設仮勘定953億円、及び今後の霞ヶ浦導水事業の増加分は、卸売り事業の料金の原価には算入しない。茨城県のとほうもなく誤った水源確保のための浪費は、県が責任を取ること。

**これは、茨城県(各市)が、全国でも飛びぬけて高い水道料金にならないための統合の条件でしょう。**

## 太陽光発電施設条例の抜本的な改正

太陽光発電施設については、本木の西山地区で山林伐採、斜面の一部造成後も発電施設の建設に着手せず危険なまま放置されています。阿部田地区ではフェンスがなく、市が設置を指示しても従わないなど、一部の悪徳事業者の不法行為が顕著です。これには市条例の不備もありますので条例の抜本的な見直しが必要です。

### <条例見直しの骨子は>

①抑制区域を住宅が連坦する地域など、広い範囲として、抑制区域は認可制とする。また、耕作放棄地など、太陽光発電施設にふさわしい地域は、誘導区域として事業者者に便宜を図る。

②勧告、命令に従わない事業者の公表を義務づけ、公表後は市内の設置を認めない。

③認可、届出の手数料を徴収する。認可資料等の閲覧、複写を認め広く周知する。

④地位の継承、管理者の変更を定める。事業者の届出事項を毎年、再確認する。

⑤認可、届出後、原則として1年以内に着工しない場合は認可等を取り消す。

⑥景観、周囲の植栽など、環境配慮事項を拡充する。

⑦事業終了、廃止後の原状回復義務を定める。

⑧災害時対応して、火災保険、地震保険の加入を義務付ける。

⑨環境省、資源エネルギー庁のガイドラインの遵守を義務付ける。

## 令和7年度予算案で真剣に論議すべき事項

沢山ありますが、とりあえず2点を取り上げます。

### <クラセル桜川・加波山市場の廃止か、継続か>

市当局は、昨年12月の全員協議会で継続を決めています。また、6年度で市補助金の財源である国交付金が切れること、従来から実証店舗は6年度までとしてきました。

①運営補助金1500万円を始め、約5千万円の支援金を出してまで、継続しての市民サービスの効果はあるのか。学校給食の無償化は少しプラスして7千万円で可能です。

②実証店舗だから、「公の施設」ではないと強弁してきました。今後は、クラセル桜川が指定管理者となり、市議会の議決や情報公開条例の実施機関に入ります。

多くの議員の方は、非公式には廃止したいようですが、市議会ではどのような発言をするのでしょうか。明確にしていきたいものです。

### <大和駅北側の宅地造成、商業施設開発地内の直売所等の建設>

市開発公社が、さくら土地合同会社と結んだ業務委託契約に係る「債務負担行為」は、6年度末で消滅します。現在、34区画のうち14件が売却済み、9件が手続き中です。残りは合同会社が買い取り、損害は出ないとの説明でした。売れ残りを抱えたまま、全体91区画の造成に入るのでしょうか？そもそも、売れ残り宅地の売却見込みはあるのでしょうか。

長方地区の商業開発地区内に取得した直売所等用地への出店希望を募る意向調査を、今頃になって行っています。加波山市場への出荷者は、条件も分からず回答できないと怒っています。事前の調査もせず、用地を取得し、買ってからどう使うかを考える。こんな泥棒が入ってから縄をなう、泥縄式で、まともな施設ができるはずはないでしょう。

また、ベイシアが大型店の届出を出しておらず、造成工事の手続きも進んでいないことは15号で述べました。いつまで待つのでしょうか。

さらに、買収した公園用地は残土が置かれたまま、買収した2.1haの駐車場用地も駐車場を本気で造るのでしょうか。そもそも40億円以上も投下し効果はあったのでしょうか。

## 住民訴訟の裁判、大塚秀喜氏から訴えられた名誉棄損の裁判

昨年12月16日に、大塚秀喜氏（代理人：戸張順平弁護士ほか）から、「活動報告12号」が名誉棄損に当たる旨の訴状が届きました。答弁書をこの2月6日に送付しました。住民訴訟も第4準備書面まで進みクラセル桜川の債務不履行や被告大塚秀喜の職員への監督指揮権の不履行等を指摘しています。

## 市政報告・意見交換会

2月23日(日)午後1時30分～ さくらす会議室(1F)

榎戸議員(090-2481-6059)と、新年度予算案や市政の課題など報告し、意見の交換をしたいと思います。是非、ご参加ください。

## 市議会広報委員会での一般質問の広報原案の削除

次のように、下記の原案が削除されました。市民のみなさんはどのように考えますか。2月初旬に配布された「市議会だより」78号と比較してください。

「議会広報特別委員会」の委員は最後のページです。

桜川市議会だより 第78号  
令和7年2月1日発行

### 水戸地検による市への捜査について

**問** 令和4年度のクラセルのふるさと納税に際し、水戸地検が捜査に入り書類などを持ち帰ったと事前に市は我々に説明した。また9月議会で市長は、「この件に付き2番、6番議員が幾ら騒いでも誤請求は誤請求であって、私は一切タッチしていない。」と述べた。そこで尋ねる。検査は具体的に市役所のどこに捜査に入ったのか。また、あの時言った「私ら」とは、誰を意図して市長はそう言ったのか。

**答** 総務部長 本件に関する情報は、諸般の事情により回答することはできません。市長が「私たちが」と言った件について答弁がない。答弁を求める。

**問** 副市長 諸般の事情からこの質問には答えられません。市長は先の議会で、「この件はクラセルに出向した職員が自ら誤って請求したと認めておりあくまでも誤請求であるが、この職員の処分もしなければならない」と述べている。市長は、その後この職員への処分を行ったか。

**答** 市長 私は職員を処分するとは書いていない。どこに書いてあるのか。

### 資源ゴミの回収

**問** 市が令和4年度にこの業務の殆どを委託した人物は、その時点で市長が取締役を務める樹言齋の取締役であったということではないか。

**答** 市民生活部長 同社の役員について市は把握していません。

### クラセル桜川の誤請求(不正請求)調査について

**問** 市長の要請があるが、水戸地検の捜査については全面的に協力して、早期に決着するよう、要望します。

**答** 市長 私が川股議員を名誉棄損で訴えていることをお伝えします。

市長の東京出張  
**問** 市長が令和3年に「企業版ふるさと納税」企業訪問で東京に出張してコロナに罹り、6月議会が1週間以上遅れたことがあった。この時訪ねたのは、その後で「新庁舎」と「図書館」の設計を委託することになる佐藤総合計画ではないか。

**答** 市長公室長 以前の回答と同じく、相手先から社名公表の許可を得ていないので回答できません。

川股 隆 議員

〒309-1231 桜川市本木1448 川股 隆  
E-mail: kawamata27takashi@gmail.com  
電話: 0296-58-7034  
HP: kawamata-takashi.sakuraweb.com



かわまた隆  
公式サイト



※このチラシは再生紙を使用しています